

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案参照条文目次

- 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄） 1
- 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄） 2
- 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄） 3

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄）
目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 水産資源の保存及び管理
 - 第一節 総則（第七条・第八条）
 - 第二節 資源管理基本方針等（第九条―第十四条）
 - 第三節 漁獲可能量による管理
 - 第一款 漁獲可能量等の設定（第十五条・第十六条）
 - 第二款 漁獲割当てによる漁獲量管理（第十七条―第二十九条）
 - 第三款 漁獲量等の総量管理（第三十条―第三十四条）
 - 第四節 補則（第三十五条）
- 第三章 許可漁業
 - 第一節 大臣許可漁業（第三十六条―第五十六条）
 - 第二節 知事許可漁業（第五十七条・第五十八条）
 - 第三節 補則（第五十九条）
- 第四章 漁業権及び沿岸漁場管理
 - 第一節 総則（第六十条・第六十一条）
 - 第二節 海区漁場計画及び内水面漁場計画
 - 第一款 海区漁場計画（第六十二条―第六十六条）
 - 第二款 内水面漁場計画（第六十七条）
 - 第三節 漁業権
 - 第一款 漁業の免許（第六十八条―第七十三条）
 - 第二款 漁業権の性質等（第七十四条―第九十六条）
 - 第三款 入漁権（第九十七条―第一百四条）
 - 第四款 漁業権行使規則等（第一百五―第一百八条）
 - 第四節 沿岸漁場管理（第九十九条―第一百六条）
 - 第五節 補則（第一百七―第一百八条）
- 第五章 漁業調整に関するその他の措置（第一百九―第一百三三条）
- 第六章 漁業調整委員会等
 - 第一節 総則（第一百三―第三十五条）

- 第二節 海区漁業調整委員会（第三十六條―第四十六條）
 - 第三節 連合海区漁業調整委員会（第四十七條―第五十一條）
 - 第四節 広域漁業調整委員会（第五十二條―第五十六條）
 - 第五節 雜則（第五十七條―第六十條）
 - 第七章 土地及び土地の定着物の使用（第六十一條―第六十七條）
 - 第八章 内水面漁業（第六十八條―第七十三條）
 - 第九章 雜則（第七十四條―第八十八條）
 - 第十章 罰則（第八十九條―第九十八條）
- 附則

○ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄）

（設置）

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十（略）

二十二 獣医療に関すること。

二十二の二 獣医師に関すること。

二十二の三 七十三（略）

七十四 水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七十五 八十六（略）

2（略）

（設置）

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方農政局

北海道農政事務所

（地方農政局）

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から

第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号（獣医療に係るものに限る。）、第二十三号から第二十

八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第

三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務

二 農林水産省及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

2（略）

（北海道農政事務所）

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務
- 二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する事
- 三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する事
- 四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事

2・3 (略)